

東京電力株式会社 取締役社長 西澤 俊夫 様

土地及び家屋に係る損害賠償請求の必要書類に関する
要求書

東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故は、今なお収束せず、全国各地へ避難した浪江町民はふるさとを離れて、厳しい避難生活を続けている。

浪江町においても、事務所を二本松市に移転し、避難者の生活支援業務と従来の業務を並行して行っており、過大な負担を強いられている。

これまで、損害賠償請求の必要書類については、浪江町に事務負担の発生しないものとするように、また、浪江町から発行する書類とする場合は事前に事務調整をするように再三通告しているにも関わらず、東京電力株式会社が全くそれに従っていないのは、非常に遺憾である。

については、このことについて、再度、下記のとおり強く要求する。

記

土地及び家屋に係る損害賠償請求の必要書類は、浪江町に事務負担の発生しないものとすること。

ただし、損害賠償の迅速性等において、浪江町から発行する書類により被災者の便益がはかられる場合は、この限りではないので、事前に浪江町と事務調整をすること。

なお、この件について、平成24年1月20日まで回答を求める。

平成24年1月11日

浪江町長 馬場 有